NTT西日本

【本用紙はお客さまご自身で大切に保管してください】

「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン<FTTHアクセスサービス>」をご利用のお客さまへ

※本留意事項は、物件管理者様が「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」の全戸分のご契約者となる場合は対象外です。
合わせて同封されている「特定物件向けフレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プランの提供に係る利用規約」についても、対象外のためご確認は不要です。

「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」に関する留意事項

お客さまのお住まいの物件は「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」にて「フレッツ光」を提供しております。
当該サービスのご利用にあたってご留意いただきたい事項を下記のとおりご案内させていただきますので、内容をご確認いただき、本用紙はお客さまご自身で大切に保管してください。

サービス内容

サービスプラン (いずれもFTTHアクセスサービス)	通信速度 (下り、上り)※1	インターフェース ※2	PPPoE セッション数※3	セキュリティー機能 ライセンス数※4
マンション・スーパー ハイスピードタイプ 隼	最大概ね1Gbps	1000 BASE-T	2	1
マンション・ ハイスピードタイプ	最大200Mbps			
マンションタイプ (ひかり配線方式)	最大100Mbps	100BASE-T		

※1 「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」は、NTT西日本収容ビルから、お客さま宅までを最大1Gbps(1,000Mbps)の光回線で接続し、複数のお客さまで共有するサービスです。お客さま宅内に設置する回線終端装置(ONU)の技術規格は、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」の場合、最大100Mbps、「フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ」の場合、最大200Mbps、「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼」の場合、概ね1Gbpsですが、お客さま宅内での実効速度を示すものではありません。インターネットご利用時の速度は、お客さまのご利用環境(パソコンやルーター等の接続機器の機能・処理能力、電波の影響等)や回線の混雑状況、ご利用時間帯によっては数Mbpsになる場合があります。「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼」をご利用で且つ、地デジIP再送信サービス等の提供エリアにお住まいのお客さまは、他サービスの通信が優先して流れるため、実効速度が制限される場合があります。なお、該当エリアは変更される場合があります。

※2 パソコン等の端末インターフェースは、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」の場合、100BASE-Tまたは10BASE-Tです。10BASE-Tでもご利用可能ですが、最大通信速度が10Mbpsとなります。「フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼」の場合、1000BASE-T、または100BASE-T、10BASE-Tです。100BASE-T、10BASE-Tでもご利用可能ですが、最大通信速度がそれぞれ100Mbps、10Mbpsとなります。

※3 PPPoEセッション数とは、インターネットサービスプロバイダー等に同時に接続できる数です。

※4 セキュリティー機能ライセンス数とは、セキュリティー機能を利用できるパソコン(OS)等の数です。また、複数台で利用される場合は、「セキュリティ機能ライセンス・プラス(有料)」をお申し込みいただくことにより、最大49ライセンスまで追加することができます。なお、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」と同時にお申し込みでない場合は、別途工事費が必要となります。

留意事項

(1)サービス全体について

●お客さまとのご契約内容は「『特定物件向けフレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン』の提供に係る利用規約」および契約約款に基づき本サービスを提供することとします。

●本サービスはベストエフォート型のサービスです。最大100Mbps/最大200Mbps/最大概ね1Gbpsとは、技術規格上の最大値であり、お客さま宅内での実効速度を示すものではありません。インターネットご利用時の速度は、お客さまのご利用環境や回線の混雑状況(地デジIP再送信サービス等提供エリアでは、常に通信を行っている場合があり、また同エリアは変更される可能性があります。)、ご利用時間帯、セキュリティー機能のご利用状況によっては、数Mbpsになる場合があります。

●弊社設備増設等の工事に伴い、ご利用を一時中断させていただく場合があります。一時中断が発生する場合、電子メールおよび弊社ホームページにてお知らせします。
詳しくは[https://www.info-construction.ntt-west.co.jp/]をご確認ください。

●ご利用のパソコン環境(OS等)により、一部機能が制約される場合があります。

●お客さまがご利用のブロードバンドルーター(ひかり電話対応ホームゲートウェイ以外のルーター)を回線終端装置(ONU)に接続し、ご利用いただく際は、ルーターをIPv6ブリッジモードにしていない場合、IPv6を利用したサービスをご利用できない場合があります。

●お客さまのご利用形態によっては、同時に接続した複数セッション(複数のインターネットサービスプロバイダー)を使い分けることができない場合があります。

●お客さまのご利用形態によっては、複数のプロバイダー、もしくは同一のプロバイダーに複数セッションで接続する場合、接続できない場合があります。

999999999999△99999△99999△99XXX

●本サービスのご利用に必要な各ソフトウェアをパソコンにインストールする過程や使用する過程または、その結果において、各ソフトウェアを原因として発生したパソコン（ハード、ソフトおよびパソコンと接続されている機器類のハード、ソフトを含みます）の障害、不具合等については、弊社は如何なる責任も負いません。ただし、その原因が弊社の重大な過失による場合を除きます。
●お客さまID、アクセスキー等はお客さま固有の情報であるため、管理には十分ご注意ください。万が一、これらがお客さまの過失により漏洩、盗難などされ、損害が発生した場合でも、弊社はその責任を負いません。
●市販のコンピューターウイルス対策ソフトをご利用のパソコンについては、コンピューターウイルス対策ソフトの種類や設定によっては、サービスをご利用いただけない場合もございます。セキュリティーツールは、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」の「セキュリティ対策ツール」をインストールしてご利用になることをお奨めします。
●本サービスをご利用の際、お客さまのパソコンのOSが本サービスに対応しているOSである必要があり、OS等によっては本サービスをご利用いただけない場合があります。最新の対応OS一覧情報については、以下の弊社ホームページでご確認ください。
［https://flets-w.com/service/next/ryuuijikou/］
●本サービスで、「フレッツ・プラス」、「フレッツ・v6アプリ」（いずれもオプション）はご契約できません。
●本サービスには、フィルタリングサービス（青少年有害情報フィルタリングサービス）は具備されておりません。
●弊社レンタル商品等をお客さまの責により、紛失あるいは破損した場合は、相当金額の請求をさせていただきます。また、弊社レンタル商品等の解約後、一定期間を経てもご返却の確認が取れない場合、ご利用いただいたレンタル商品について相当金額を請求させていただく場合があります。（別紙参照）
●「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」から「フレッツ 光クロス（フレッツ光全戸加入プラン向け）」へのプラン変更において、お客さまのお申し込み内容によっては、以下の留意事項がございますので、あらかじめご了承ください。
・プラン変更の工事に伴い、以下の時間帯において弊社サービスがご利用いただけません。
派遣工事の場合：工事日当日の午前5時頃から工事完了までの間
無派遣工事の場合 ： 工事日当日の午前5時から午前7時30分以降お客さまにてONU等の交換を実施するまでの間
・工事日当日にご不在、設備不良等で工事が完了しないと判明した際、速やかにプラン変更前のサービスへ切り戻し処理を実施いたしますが、2時間程度弊社サービスがご利用いただけません。
＊概ね2時間程度ですが、状況により所要時間は前後いたします。
・工事日前日、前々日等でのお申し込みの取り消し、工事日変更については、弊社内での変更処理が完了せず、当初工事日に弊社サービスが一時ご利用いただけなくなる場合がございます。

（2）「フレッツナンバー通知機能」について

●「フレッツナンバー通知機能」は、プロバイダー等が提供する、簡単インターネット接続設定等をお客さまがご利用される場合、お客さまIDをプロバイダー等に通知する機能です。
●通常は「通知する」として登録させていただいております。
●お客さまのご希望により「通知しない」で登録することも可能ですが、その場合、プロバイダー等が「フレッツナンバー通知機能」を利用して提供するサービスをご利用いただくことができません。

〈「フレッツナンバー通知機能」を利用して提供するサービスの例〉
ご利用のプロバイダーによっては、お客さまIDおよびアクセスキーの入力で、簡単インターネット接続設定を実施できます。
●「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」のご利用開始後、「通知する/通知しない」の登録を変更する際はお申し込みが必要です。変更にあたり、工事費2,200円が必要となります。（「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」回線のお申し込みと同時に「通知する/通知しない」を変更する場合、および「サービス申込受付ページ」により「通知する/通知しない」を変更する場合、工事費は不要です）

（3）回線情報通知機能について

●回線情報通知機能は、お客さまがNTT西日本の「フレッツ・キャスト」をご契約いただいているサービス提供事業者等が提供サービスをご利用される場合、お客さまIDをサービス提供事業者等に通知する機能です。
●通常は「通知しない」として登録させていただいております。
●サービス提供事業者等が提供するサービスを利用される場合、お客さまのご希望により「通知する」に登録を変更することができます。

〈回線情報通知機能を利用して提供するサービスの例〉
ご利用のサービスによっては、サービス提供事業者等に接続するお客さまの回線をサービス提供事業者等が特定することができるため、強固なセキュリティーを実現できます。
●「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」のご利用開始後、「通知する/通知しない」の登録を変更する際はサービス申込受付ページにて変更が可能です。
なお、変更にあたり工事費は不要です。
●お客さまIDを「通知する」に登録を変更した場合、サービス提供事業者等に登録日および登録方法が通知されます。

（4）映像配信サービスについて

●映像配信サービスのご利用には、別途映像配信サービス提供事業者とのご契約が必要です。
●サービスのご利用には、セット・トップ・ボックス（専用受信機）の設置が必要な場合があります。詳しくは映像配信サービス提供事業者にお問い合わせください。
●ご利用の際は、映像配信サービス提供事業者が推奨する回線速度基準値を満たす必要があります。
●複数のアプリケーション（インターネットや映像配信サービス提供事業者が提供する映像配信サービスの視聴など）を同時に利用すると、映像が乱れる等、正常にアプリケーションをご利用いただけない場合があります。
●映像配信サービス提供事業者とNTT西日本との間で配信設定手続きを行うため、視聴可能日が「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」のご利用開始日の数日後となる場合があります。また、配信設定手続きの際に「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」の契約者情報である「お客さまID」が必要となる場合がありますので、同封の「開通のご案内」でご確認ください。
●映像配信サービスをご利用になる際にブロードバンドルーター等の機器を用いられる場合については、その対応状況や配線形態について映像配信サービス提供事業者にご確認ください。
●サービス内容や料金等、詳しくは映像配信サービス提供事業者へお問い合わせください。

（5）小型ONUについて

●小型ONUをご利用される場合は、弊社からレンタル提供する小型ONU対応ホームゲートウェイ等の端末をご用意いただく必要があります。他社が提供する対応端末は法人のお客さま向けホームページ［https://www.ntt-west.co.jp/business/service/onu/about.html］をご確認ください。
●光コンセントの設置ができない場合、再工事となる場合があります。

記載の料金はすべて税込金額です。

（6）インターネット（IPv6 IPoE）/フレッツ・v6オプションについて

●インターネット（IPv6 IPoE）をご利用いただくためには、フレッツ・v6オプション（月額利用料無料）が必須のサービスとなります。
＊「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ」をご利用のお客さまには、インターネット（IPv6 IPoE）のご利用が無い場合においても、フレッツ・v6オプションをお申し込みいただいたものとみなして提供させていただく場合があります。また、「フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼」をご利用のお客さまには、フレッツ・v6オプション相当の機能をあらかじめご利用可能な状態で提供させていただきます。なお、上記の場合では、フレッツ・v6オプション、およびフレッツ・v6オプション相当の機能は工事費を無料としております。

●インターネット（IPv6 IPoE）のご利用には、インターネット（IPv6 IPoE）に対応したプロバイダーとのご契約が必要です。なお、プロバイダーによっては、お申し込みの際、「お客さまID」および「アクセスキー」が必要となる場合があります。
＊既にプロバイダーとご契約されている場合についても、インターネット（IPv6 IPoE）対応メニューへのプラン変更が必要となる場合があります。
＊「お客さまID」および「アクセスキー」は、「開通のご案内」をご確認ください。
＊インターネット（IPv6 IPoE）をお申し込みの際に、お客さまの通信環境によっては各種サービスや通信機器がご利用できなくなる場合があります。

●フレッツ・v6オプション、およびフレッツ・v6オプション相当の機能の工事時に、お客さまの通信環境によっては各種サービスや通信機器がご利用できなくなる場合があります。なお、本工事とは別に、インターネット（IPv6 IPoE）に対応したプロバイダーサービスをご利用いただくための工事を行う際にも同様の事象が発生する場合があります。通信が正常にできない場合等は、ご利用のパソコンや通信機器等を再起動していただく必要があります。

●ネーム登録は、「サービス情報サイトのサービス申込受付ページ」でフレッツ・v6オプションの「ご利用状況」が「利用中」となっていることをご確認いただいてからご登録をお願いいたします。確認方法の詳細やその他留意事項は、フレッツ・v6オプション公式ホームページ［https://flets-w.com/opt/v6option/］に記載しております。

●お客さまが、プロバイダーによる代行申込に同意された場合は、お客さまに代わり、当該プロバイダーから「フレッツ・v6オプション」のお申し込みをいただいております。なお、代行申込に関するご確認につきましては、当該プロバイダーへお問い合わせください。

「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」について

□「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」の**初期費用（契約料・初期工事費用）については、以下の場合を除き、原則当社からお客さまへの請求は発生いたしません。**
・お客さまのご要望により、当社担当者がお客さま宅にお伺いして工事を実施する場合
・お客さまが個別にご希望されるオプションサービスの工事費（ひかり電話の番号ポータビリティ等）が発生する場合
・「フレッツ 光クロス（フレッツ光全戸加入プラン向け）」にプラン変更する場合

□「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」の**月額利用料については、原則当社からお客さまへの請求は発生いたしません。**

□インターネットのご利用にあたり、**インターネットの接続設定は、お客さまご自身で行っていただく必要があります。**
ただし、お客さまのご要望により、設定を希望される場合は有償にて承ります。
お客さまご自身でご準備いただくものは、下記の通りです。（お客さまの現在のご利用状況によっては不要の場合がございます）
・開通のご案内（本用紙に同封）
・フレッツサービス接続マニュアル・設定ガイド
・インターネットサービスプロバイダーのID・パスワードが記載された書類
・インターネットに必要な端末（パソコンまたはスマートフォン・タブレット端末）
・LANケーブル（1000BASE-T以上のストレートケーブル）
・電源タップ

□インターネットの接続設定が終わりましたら、本用紙と合わせて下記の書類を大切に保管してください。
・開通のご案内（本用紙に同封）
・フレッツサービス接続マニュアル、設定ガイド
・インターネットサービスプロバイダーのID・パスワードが記載された書類

□「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」にてFTTHアクセスサービスをご提供させていただくお客さまは、NTT西日本が提供する各種料金サービス（光もっと^{2}割、フレッツ・あっと割引、グループ割等）を適用できません。
現在、「グループ割」を主回線でご契約中のお客さまが「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」をご利用いただく場合、副回線でご契約中のお客さまの「グループ割」も解約となり、「グループ割」を副回線でご契約中のお客さまが「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」をご利用いただく場合、同一グループに加入中のお客さまの「グループ割」も解約となるか、または、当該お客さまの割引額が減額となる場合がありますので、同一グループに加入中のお客さまへ同意のご確認をお願いいたします。

□**物件管理者さまとの「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」のご契約が解約となった場合、「フレッツ光」の継続利用のご意向の確認等について、NTT西日本からお客さまへ直接ご連絡させていただきます。**
その場合、「フレッツ光」のご利用料金をお支払いただきサービスを継続してご利用いただく、もしくはご解約いただくか、お客さまにご選択していただく必要があります。
なお、「フレッツ光」の継続利用についてお客さまのご意向を確認できない場合は、自動的に契約内容を変更し、「フレッツ光」の月額利用料をお支払いいただきサービスを継続してご利用いただく場合があります。あらかじめご了承ください。

□一部のサービスについてご利用いただけない場合があります。

999999999999△99999△99999△99XXX

各種オプションサービスについて

□**「ひかり電話」等、各種オプションサービスのご利用は、お客さまから直接ＮＴＴ西日本へお申し込みが必要です。**
また、**オプションサービスのご利用料金は、ＮＴＴ西日本からお客さまへ個別にご請求いたします。**
□「ひかり電話オフィスタイプ」または「ひかり電話オフィスA（エース）」をご利用のお客さまは、「ホームゲートウェイ」および「ホームゲートウェイ無線LANカード」をご利用いただくことはできません。

「CLUB　NTT-West」について

□「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」でサービスをご提供させていただくお客さまは、**「会員制プログラム CLUB NTT-West」をご利用いただくことはできません。**
※現在、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」以外で「フレッツ光」をご契約いただいており、「CLUB NTT-West」に入会済みのお客さまは、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」のサービス提供開始日をもって、当該会員プログラムは自動退会となり、ポイント付与、利用およびその他のプログラムはご利用いただけなくなります。
会員プログラムについては退会前にご利用ください。

光コラボレーションモデルについて

□「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」をご提供している光回線では、**「コラボ光」をご利用いただくことはできません。**
□現在、「コラボ光」をご利用されている場合、**お客さまご自身で「光コラボレーション事業者」へ解約のご連絡をお願いいたします。**
その場合、お客さまID（CAF/Lで始まる番号）等を変更する必要が生じますので、ご注意ください。
※「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」と「コラボ光」を同時にご利用されるお客さまは、解約手続きは不要です。
□「コラボ光」に係る解約金等については、光コラボレーション事業者さまにお問い合わせください。
※【光コラボレーションとは】
光コラボレーション事業者さまが、ＮＴＴ西日本から光回線を借り受けて提供する光アクセスサービス等と、自ら提供する様々なサービスを組み合わせ、お客さまに、より便利なサービスを提供していくモデルです。
本モデルにより、ＮＴＴ西日本から光回線を借り受けてサービスを提供する事業者を「光コラボレーション事業者」と、また、光コラボレーション事業者さまが提供する光アクセスサービス等を「コラボ光」といいます。

インターネットサービスプロバイダーの手続きについて

□**インターネットのご利用には、別途インターネットサービスプロバイダーとの契約が必要です。**
□**インターネットサービスプロバイダーについても、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」でご提供するサービスに含まれている場合がございます。詳しくは物件管理者さまにご確認ください。**
□現在、「ＮＴＴ西日本以外のインターネット接続サービスを利用している」もしくは「インターネット接続サービスを利用していない」お客さまの場合は、新たに「フレッツ光」に対応したインターネットサービスプロバイダーとのご契約が必要です。
その場合は、お客さまご自身でインターネットサービスプロバイダーへのお申し込みをお願いいたします。
□現在ＮＴＴ西日本のフレッツサービスをご利用中のお客さまは、現在ご契約中のインターネットサービスプロバイダーを継続してご利用いただけますが、**「with フレッツ」をご利用いただいている場合は、インターネットサービスプロバイダーとの個別契約への変更手続きが必要です。**
お客さまご自身でご契約中のインターネットサービスプロバイダーへ問い合わせいただき、変更手続きをお願いいたします。
なお、ご利用のインターネットサービスプロバイダーによっては、「with フレッツ」の解約金が発生する場合があります。
※【「with フレッツ」とは】
「フレッツ光」と「フレッツ光に対応したインターネットサービスプロバイダー」をまとめてお申し込みできるセットプランです。
※個別契約への変更により、インターネットサービスプロバイダーのご利用料金はインターネットサービスプロバイダーからお客さまへ直接請求となります。

退去時の手続きについて

□ **現在お住まいの物件を退去される場合は、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」の解約および「フレッツ光」の移転お申し込みについて、お客さまご自身でＮＴＴ西日本へご連絡いただく必要があります。**
また、ＮＴＴ西日本への退去（解約）連絡後、お客さま宅に設置しているインターネット接続機器をご返却いただくため、ご指定の住所へ「回収キット」をお送りいたします。
「回収キット」の中には料金着払いの伝票を貼付した回収用の袋を同封しておりますので、お客さま宅に設置しているインターネット接続機器を封入後、ご返送をお願いいたします。

□ 退去後も移転先で継続して「フレッツ光」をご利用される場合は、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」または「フレッツ光クロス（フレッツ光全戸加入プラン向け）」のサービスご利用開始日を起算日として、契約期間を移転先の「フレッツ光」に引き継ぎます。

□ 解約についてお客さまからＮＴＴ西日本へご連絡いただけない場合、物件管理者さまへのお客さまの退去確認をもって、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン」を解約させていただく場合がありますので、**退去時には必ずＮＴＴ西日本へ解約のご連絡をお願いいたします。**

「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン（Wi-Fiオプション）」について

□ 「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン（Wi-Fiオプション）」をご契約中の物件にお住まいのお客さまの場合は、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン（Wi-Fiオプション）」にて「ホームゲートウェイ」および「ホームゲートウェイ無線LANカード」を提供いたします。

□ 「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン（Wi-Fiオプション）」の**初期費用（契約料・初期工事費用）については、以下の場合を除き、原則当社からお客さまへの請求は発生いたしません。**
・お客さまのご要望により、当社担当者がお客さま宅にお伺いして工事を実施する場合

□ 「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン（Wi-Fiオプション）」の**月額利用料については、原則当社からお客さまへの請求は発生いたしません。**
ただし、「ホームゲートウェイ無線LANカード」を2枚以上お申し込みいただく場合は、2枚目以降の月額利用料は、ＮＴＴ西日本からお客さまへ個別にご請求いたします。

□ **Wi-Fiの接続設定は、お客さまご自身で行っていただく必要があります。**
ただし、お客さまのご要望により、設定を希望される場合は、有償にて承ります。

□ ＮＴＴ西日本が提供する「レンタルホームゲートウェイ（低価格プラン）」の割引サービスは適用できません。

□ **物件管理者さまとの「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン（Wi-Fiオプション）」のご契約が解約となった場合、「ホームゲートウェイ」および「ホームゲートウェイ無線LANカード」の継続利用のご意向の確認等について、ＮＴＴ西日本からお客さまへ直接ご連絡させていただきます。**
その場合、「ホームゲートウェイ」および「ホームゲートウェイ無線LANカード」のご利用料金をお支払いいただきサービスを継続してご利用いただく、もしくはご解約いただくか、お客さまにご選択していただく必要があります。
なお、「ホームゲートウェイ」および「ホームゲートウェイ無線LANカード」の継続利用についてお客さまのご意向を確認できない場合は、自動的に契約内容を変更し、「ホームゲートウェイ」および「ホームゲートウェイ無線LANカード」の月額利用料をお支払いいただき、サービスを継続してご利用いただく場合があります。あらかじめご了承ください。

□ **現在お住まいの物件を退去される場合は、「フレッツ　光ネクスト　マンションタイプ全戸加入プラン（Wi-Fiオプション）」の解約および「フレッツ光」の移転お申し込みについて、お客さまご自身でＮＴＴ西日本へご連絡いただく必要があります。**
また、ＮＴＴ西日本への退去（解約）連絡後、お客さま宅に設置している「ホームゲートウェイ」および「ホームゲートウェイ無線LANカード」をご返却いただくため、ご指定の住所へ「回収キット」をお送りいたします。
「回収キット」の中には料金着払いの伝票を貼付した回収用の袋を同封しておりますので、お客さま宅に設置している「ホームゲートウェイ」および「ホームゲートウェイ無線LANカード」を封入後、ご返送をお願いいたします。

□ 現在お住まいの物件に入居する以前から「レンタルホームゲートウェイ（低価格プラン）」を引き継いでご利用されており、退去後も移転先で継続して「レンタルホームゲートウェイ（低価格プラン）」をご利用される場合は、「レンタルホームゲートウェイ（低価格プラン）」のサービスご利用開始日を起算日として、契約期間を移転先に引き継ぎます。

「特定物件向けフレッツ 光ネクスト マンションタイプ 全戸加入プラン」の提供に係る利用規約

（利用規約の適用）

第1条　西日本電信電話株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が別に定めるＩＰ通信網サービス契約約款（以下、「契約約款」といいます。）及びこの「『特定物件向けフレッツ 光ネクスト マンションタイプ 全戸加入プラン』の提供に係る利用規約」（以下、「本規約」といいます。）に基づき、契約約款に定める以下のサービス（以下、「本サービス」といいます。）のいずれかを、当社が指定する特定の物件の入居者（以下、「入居者」といいます。）であって本サービスの利用の申し込みがあった者のうち当社が利用の申し込みを承諾した者（契約約款及び本規約に同意し、契約した者のことをいいます。以下、「本サービス契約者」といいます。）に対して提供します。なお、本サービスの提供可否については、契約約款に定めるIP通信網サービス区域に準じます。

ＩＰ通信網サービス	
①	メニュー5－2の100 Mb/sのカテゴリー3－1（グレード1のものに限ります。）、200Mb/sまたは1Gb/sのプラン・ミニのもの
②	メニュー5－2の100 Mb/sのカテゴリー3－1（グレード1のものに限ります。）、200Mb/sまたは1Gb/sのプラン1のもの
③	メニュー5－2の100 Mb/sのカテゴリー3－1（グレード1のものに限ります。）、200Mb/sまたは1Gb/sのプラン2のもの
④	メニュー5－2の10Gb/sのもの
⑤	メニュー5－2の100 Mb/sのカテゴリー3－1（グレード1のものに限ります。）、200Mb/sまたは1Gb/sのプラン・ミニのもの、及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（無線LAN対応型ホームゲートウェイ）
⑥	メニュー5－2の100 Mb/sのカテゴリー3－1（グレード1のものに限ります。）、200Mb/sまたは1Gb/sのプラン1のもの、及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（無線LAN対応型ホームゲートウェイ）
⑦	メニュー5－2の100 Mb/sのカテゴリー3－1（グレード1のものに限ります。）、200Mb/sまたは1Gb/sのプラン2のもの、及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（無線LAN対応型ホームゲートウェイ）
⑧	メニュー5－2の10Gb/sのもの、及び無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線ＬＡＮ内蔵ホームゲートウェイ）

2　本サービスの④及び⑧（以下、「10Gサービス」という）については、本サービス契約者であって、10Gサービスの利用の申し込みがあった者のうち当社が利用の申し込みを承諾した者（以下、「10Gサービス契約者」という。）に対して個別に提供します。

第2条　本規約については、当社が指定する物件管理者（物件を管理する者、所有する者、またはそれらに準ずる者として、その物件ごとに当社が指定するものをいいます。以下、「物件管理者」といいます。）と当社が別途契約する「『フレッツ 光ネクスト マンションタイプ』の全戸加入プランに係る相対契約書」（以下、「相対契約」といいます。）とが有効に継続している期間に限り、相対契約で定める物件及びサービスについて、本規約は有効に継続するものとします。なお、相対契約が解除その他の事由により終了した場合、本規約は終了するものとします。

（別段の合意）

第3条　本規約に規定する料金その他の条件は、契約約款第1条（約款の適用）ただし書きに規定する別段の合意となるものです。

（構成）

第4条　本規約第1条に定める契約約款は、本規約の一部を構成するものとし、本規約に定める事項以外については、契約約款の規定が適用されるものとします。

2　本規約に定める条件と契約約款の定めが相違または矛盾する場合は、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

999999999999△99999△99999△99XXX

3　本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、契約約款で使用する用語の意味に従います。

（変更）

第5条　当社は、本規約に定める内容を法令の定めに則り、本サービス契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2　契約約款に変更についての定めがある場合、当社はその定めに従い契約約款を変更することができるものとします。前項の規定は、契約約款に定める変更に関する規定の適用を妨げるものではありません。

（守秘義務）

第6条　本サービス契約者は、本規約が存在すること、並びに本規約で定める料金支払方法その他の内容は、第三者に開示または漏洩してはならず、また本規約履行の目的以外に使用してはならないものとします。

（利用の申し込み方法等）

第7条　入居者が本サービスの申し込みをする場合は、自身が当社へ申し込むものとします。

2　本サービス契約者が本サービス契約の解約の申出をする場合は、自身が当社へ申し出るものとします。

3　本サービス契約者は、本サービス契約の解約について本サービス契約者から申し出がない場合、物件管理者への退去確認日をもって本サービス契約を解約させていただく場合があることに同意いただきます。

（申し込みの承諾）

第8条　当社は、入居者が本サービスの申し込みを行った場合は、契約約款及び本規約に定めるところにより、その申し込みを承諾するものとします。

2　本規約第1条に定める本サービス⑤、⑥、⑦のいずれかの本サービス契約者は、契約約款料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2－5－2（4）で定めるルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）の利用申し込みはできないこととします。また、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款の第2種サービスのタイプ2のメニュー1の利用回線においては、契約約款料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2－5－2（4）で定める無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（無線ＬＡＮ対応型ホームゲートウェイ）増設装置の利用申し込みはできないこととします。

3　本規約第1条に定める本サービス⑤、⑥、⑦、⑧のいずれかの本サービス契約者が、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第2種サービスを利用している場合、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款及び端末設備貸出サービスに係る利用規約に基づくルータ機能付ＩＰ電話対応装置及び無線ＬＡＮ対応型ルータ機能ＩＰ電話対応装置（増設装置を除きます。）の利用申し込みはできないこととします。

4　本規約第1条に定める本サービス⑤、⑥、⑦、⑧のいずれかの本サービス契約者が、音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に定める第2種サービスのタイプ2のメニュー2及びメニュー3の利用申し込みを行い、当社が承諾した場合においては、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（無線ＬＡＮ対応型ホームゲートウェイ）を利用できないこととします。

5　当社は、第1項または第3項の規定にかかわらず、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
（1）本サービス契約者が本物件に居住していない者である場合
（2）同一設置場所において、2以上の本サービスの申し込みがあった場合

（品目等の変更）

第9条　本サービス契約者は、本サービスの品目の変更に限り、変更の申し込みができるものとします。

（光コラボレーションモデルへの転用）

第10条　本サービスについては、契約約款第２２条の2に定める光コラボレーションモデルへの転用は承諾しないこととします。

（料金等の支払い義務）

第11条　本規約第1条に定める本サービスのうち10Gサービス契約者を除くいずれかの本サービス契約者に係る料金は、物件管理者が支払う義務を負うものとし、本サービス契約者は支払う義務を負わないものとします。但し、本規約第9条に規定する変更に係る工事費、及び本サービス契約者が工事担当者の派遣による開通工事を希望した場合や追加工事を希望された場合に係る工事費は、契約約款の規定に基づき、本サービス契約者に請求することとします。なお、工事担当者の派遣を要しない開通工事の場合は、開通に係る工事費を請求しないこととします。

2　10Gサービス契約者に係る月額利用料金について、10Gサービス以外の本サービスの料金相当分は物件管理者が支払う義務を負うものとし、10Gサービスの料金相当分は、契約約款料金表に定める利用料金に代えて④は月額1,500円（税込価格1,650円）、⑧は1,650円（税込価格1,815円）の利用料金を、10Gサービス契約者が支払う義務を負うものとします。また、本規約第９条に規定する変更に係る工事費、及び10Gサービス契約者が工事担当者の派遣による開通工事を希望した場合や追加工事を希望された場合に係る工事費は、契約約款の規定に基づき、10Gサービス契約者に請求することとします。なお、工事担当者の派遣を要しない開通工事の場合は、開通に係る工事費を請求しないこととします。

3　契約約款の規定により料金を返還する必要が生じた場合には、10Gサービスの料金相当分を除き、いずれかの本サービスに係る料金の支払い義務を負う物件管理者に対して返還するものとし、本サービス契約者に対しては返還しないこととします。なお、10Gサービス契約者においては契約約款の規定により10Gサービス契約者へ10Gサービスの料金相当分を返還するものとします。

（契約約款に定める割引の適用を受けている利用者の扱い）

第12条　契約約款料金表第1表第1類第1の1（適用）の（8）、（9）及び（21）等に規定する利用料金の適用、契約約款附則記載のすべての利用料金に係る規定、及び契約約款附則記載の工事に関する費用（契約者回線の設置に関する工事に限ります。）に係る規定について、そのいずれも適用しないものとします。

2　本規約第1条に定める本サービス⑤、⑥、⑦のいずれかの本サービス契約者については、契約約款料金表第1表第1類第1の1（適用）の（22）についても、適用しないものとします。

3　本サービスを申し込んだことにより、前二項に定める規定が適用されず、契約約款の規定上、解約金が発生する場合は、当社は当該解約金を請求しないこととします。

（当社が行う契約の解除等）

第13条　当社は、契約約款に規定する場合のほか、次に定める場合には、本規約を解除することがあります。

（1）本サービス契約者が、本規約第6条で定める守秘義務を履行しなかったとき

（2）本サービスの提供に必要な設備が、当社の責によらない事由により利用できなくなったとき

（3）物件管理者との破棄しえない使用権契約の廃止、または契約内容の変更等により本サービスを提供できなくなったとき

2　前項の規定により本規約を解除した場合またはその他の事由により本規約が終了した場合は、本サービス契約者に損害が発生した場合であっても、当社は賠償の責任を負わないこととします。但し、当社に過失がある場合は除きます。

（物件管理者との契約が解除となった場合の取扱い）

第14条　相対契約が解除その他の事由により終了し、本規約が終了した場合、当社は、契約約款のみに基づき本サービスを提供することとします。

2　相対契約の終了により、本規約が終了した場合、本サービス契約者は終了日の翌日以降、当社に対し契約約款に規定のＩＰ通信網サービスに係る料金の支払義務を負うものとします。

（利用の停止）

第15条　当社は、契約約款に定める場合のほか、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用を停止することがあります。

ア　当社が本サービスについて、本サービス契約者以外の者が利用したと認める場合

イ　本サービス契約者、または物件管理者が、契約約款の規定、相対契約、または本規約の規定に反する行為であってＩＰ通信網サービスに係る当社の業務の遂行、または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をした場合

2　10Gサービス契約者が、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、契約約款の定めにより、当社は該当する10Gサービス契約者の10Gサービスの利用を停止することがあります。

（情報の開示）

第16条　本サービス契約者（契約者であった者を含みます。以下、本条において同じとします。）は、当社が本サービスの提供、及び本サービスの料金に係る業務のために、本サービス契約者の情報（氏名、住所、電話番号、お客様識別番号、利用サービス、利用料金（計算中のものを含む未納料金等を含む）、及びその支払いに関する情報等）を物件管理者に提供する場合があることに同意していただきます。

2　本サービス契約者は、当社が本サービスの提供、及び本サービスの料金に係る業務のために、本サービス契約者の情報（部屋番号、入居者名、入居日、退去日、入居中または退去後の連絡先（住所、電話番号）等、当社の業務の遂行上必要な情報とします。）について、物件管理者から情報提供を受ける場合があることに同意していただきます。

3　当社は、当社の業務の遂行上必要な場合には、本サービス契約者に対し、当社が指定する本物件における入居、もしくは退去の事実の確認連絡を行う場合があることについて同意していただきます。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第17条　本サービス契約者は、本規約に基づく権利または義務を本物件の入居者を除く第三者に譲渡もしくは承継させることはできないものとします。

（表明保証）

第18条　当社および本サービス契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

（1）自らまたは自らの役員（取締役、執行役、監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律　第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」といいます。）であること

（2）自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

（3）自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

（4）自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

（5）本規約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

2　当社および本サービス契約者は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本規約を解除することができます。

（1）前項に違反したとき

（2）自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①相手方に対する暴力的な要求行為

②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為

④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3　当社および本サービス契約者は、前項の規定により本規約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

（準拠法）

第19条　本規約は日本法に準拠し、同法に基づいて解釈されるものとします。

（別紙）弊社レンタル商品等について

弊社レンタル商品等をお客さまの責により、紛失あるいは破損した場合は、相当金額の請求をさせていただきます。また、弊社レンタル商品等の解約後、一定期間を経てもご返却の確認が取れない場合、ご利用いただいたレンタル商品について相当金額を請求させていただく場合があります。

〈弊社レンタル商品等の相当金額について〉

対象サービス	対象物品		相当金額（不課税）
フレッツ 光ネクスト マンションタイプ全戸加入プラン フレッツ 光クロス(フレッツ光 全戸加入プラン向け)	回線終端装置		14,000円
	ホームゲートウェイ	基本装置	12,000円
		増設用無線LANカード	1,000円
	IP電話サービス対応 ブロードバンドルーター	基本装置	14,000円
		増設用無線LANカード	1,000円
フレッツ・テレビ	映像用回線終端装置		12,000円

＊相当金額は、最大額として記載しております。実際の請求は、減価償却を考慮した金額となります。また、対象物品のオプション品や付属品の相当金額を合わせた請求額となる場合があります。
＊弊社レンタル商品等の対象サービス・対象物品・相当金額は不定期で更新されます。当該事象が発生した場合は、その都度ご確認をお願いします。
＊弊社資産でない機器については、弊社からの請求対象外です。
＊上記に記載の内容は、2023年4月時点のものです。

#00000
BE
999999999999△99999△99999△99XXX